非課税適用申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に、」に改め、同条第六項中「これに準ずるもの」を「当該非課税適用申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録」に改め、同条第七項中「規定により作成した」を削り、「の写し」の下に「又は電磁的方法により提供された当該非課税適用申告書に記載すべき事項が記録された電磁的記録若しくは当該電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面」を加え、「写しに係る」を削り、同条第二十三項中「第六条第十二項」を「第六条第十四項」に改め、同項第三号中「応じ」を「応じ」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「に係る源泉徴収義務」を「の課税の特例」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

24　前各項の規定は、法第六条第十三項に規定する外貨債の利子につき、同項において準用する同条第一項から第十二項までの規定及び施行令第三条の二の二第三十三項において準用する同条第九項から第三十二項までの規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「第六条第二項（民間国外債等の利子の課税の特例）」とあるのは「第六条第十三項（民間国外債等の利子の課税の特例）」と、「第六条第二項に規定する民間国外債（以下この号において「民間国外債」という。）とあるのは「第六条第十三項に規定する外貨債（以下この号において「外貨債」という。）とあるのは「外貨債の」と、「第六条第四項」とあるのは「第六条第十三項において準用する同条第四項」と読み替えるものとする。

第三条の二十第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第六条第九項」を「第六条第十一項」に、「及び第八項」を「及び第十項」に、「第九項第一号」を「第十項第一号」に、「同条第八項の」を「同条第十項の」に、「第十二項及び第十五項」を「第十三項及び第十六項」に、「第十三項」を「第十四項」に、「第十五項中」を「第十六項中」に、「第十六項第一号及び第十七項第一号中「第六条第八項各号」を「第十七項第一号及び第十八項第一号中「第六条第十項各号」に、「同条第八項各号」を「同条第十項各号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「通知する」を「通知をする」に改め、同項第一号中「第六条第八項各号」を「第六条第十項各号」に改め、同項第二号中「前項第二号」を「当該通知に係る前項第二号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「通知する」を「通知をする」に改め、同項第一号中「第六条第八項各号」を「第六条第十項各号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「次項及び第十七項」を「以下第十八項まで」に、「第八項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第六条第八項」を「第六条第十項」に、「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第六条第八項」を「第六条第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六条第八項」を「第六条第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第六条第八項」を「第六条第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六条第八項」を「第六条第十項」に改め、同項第一号中「第十五項及び第二十三項第三号」を「第十六項及び第二十五項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六条第八項」を「第六条第十項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第六条第八項」を「第六条第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第六条第八項」を「第六条第十項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第六条第八項」を「第六条第十項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第六条第八項」を「第六条第十項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第六条第八項」を「第六条第十項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第六条第八項」を「第六条第十項」に改め、同項を同条第二項とする。

8　法第六条第八項に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち送信者等（送信者又は当該送信者との契約により当該送信者の用に供するファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この項において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその提供すべき事項に係る情報（次号において「記載情報」という。）を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法

二　光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製する受信者ファイルに記載情報を記録したものを交付する方法

第四条第一項中「次項まで」を「この項及び次項」に、「の当該金融機関の営業所等の長の押印があり、かつ、」を「及び」に改め、同条第二項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第三項中「その収益の分配に係る所得税の所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の」を「同項に規定する」に改め、同項ただし書中「法第八条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第四項中「当該明細書」の下に「（同条第五項に規定する電磁的方法により提供された当該明細書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、同条第五項中「第八条第六項」を「第八条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第四条の二第一項中「第二条の四第十項」を「第二条の四第十一項」に改め、同条第二項中「第二条の四第十一項」を「第二条の四第十二項」に改め、同条第三項中「第二条の四第十二項」を「第二条の四第十三項」に改め、同条第四項中「第二条の四第十三項」を「第二条の四第十四項」に改める。

第五条第一項中「第二条の四第十項」を「第二条の四第十一項」に改め、同条第二項中「第二条の四第十一項」を「第二条の四第十二項」に改め、同条第三項中「第二条の四第十二項」を「第二条の四第十三項」に改め、同条第四項中「第二条の四第十三項」を「第二条の四第十四項」に改める。

第五条の二第二項中「第二条の四第十項」を「第二条の四第十一項」に改め、同条第三項中「第二条の四第十一項」を「第二条の四第十二項」に改め、同条第四項中「第二条の四第十二項」を「第二条の四第十三項」に改め、同条第五項中「第二条の四第十三項」を「第二条の四第十四項」に改める。

第五条の三第一項中「第二条の四第十一項」を「第二条の四第十二項」に改め、同条第三項中「第二条の四第十二項」を「第二条の四第十三項」に改め、同条第五項中「第二条の四第十三項」を「第二条の四第十四項」に改め、同条第六項中「第二条の四第十二項の」を「第二条の四第十三項の」に、「第二条の四第十二項第一号」を「第二条の四第十三項第一号」に改める。

第五条の四第一項中「（以下この条」を「（次項」に、「。以下この条」を「。以下この項及び次項」に、「次項」を「次項第一号」に改め、同条第二項第四号中「以下この項」を「第六号」に改め、同項第五号中「並びに当該」を「並びにその」に改め、同項第七号中「当該公募株式等証券投資信託の収益の分配の支払をする者」を「支払者（法第九条の五第二項に規定する支払者をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「公募株式等証券投資信託の収益の分配の支払をする者」を「支払者」に改め、「当該申告書」の下に「（同条第三項に規定する電磁的方法により提供された当該申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加える。

第五条の六第二項中「第五条の三第七項第二号イ」を「第五条の三第一項第一号」に、「同号に掲げる」を「同条第六項に規定する」に改め、同条第三項中「第五条の三第十項第二号に規定する財務省令」を「第五条の三第十一項第二号に規定する財務省令」に、「事項と」を「事項（当該個人が法第十条第八項第六号に規定する中小事業者である場合には、第一号及び第三号から第八号までに掲げる事項）と」に改め、同項第一号中「施行令第五条の三第十項第二号に掲げる」を「当該」に改め、「（以下この項において「試験研究」という。）」を削り、同項第七号を同項第八号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第五条の三第十項第二号」を「第五条の三第十一項第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該試験研究に要する費用の見込額（五十万円を超えるものに限る。）

第五条の六第四項中「第五条の三第十項第三号」を「第五条の三第十一項第三号」に、「第十条第六項」を「第十条第七項」に改め、同項第二号中「日に」を「直前に」に改め、同号イ中「次号イ」の下に「及び第六項」を加え、「イ及び次号」を「以下この項及び第六項」に改め、同項第三号中「そ